

日時：令和2年1月28日（火）
10時00分～12時00分
場所：大和信用金庫 八木支店 3階 第3会議室

第1回 橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

次 第

1	開会	10：00～10：05
2	会長の選出等	10：05～10：15
3	諮問	10：15～10：25
4	議事	10：25～11：35
	1) 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針	
	2) 本検討に関わる本市の現状と課題について	資料説明：40分程度
	3) 今後のスケジュールについて	質疑応答：30分程度
5	その他	11：35～
6	閉会	～11：50

・配布資料

次第

資料 01_橿原市執行機関の附属機関に関する条例

資料 02_橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会規則

資料 03_橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

資料 04_委員名簿

資料 05_就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

資料 06_これまでの検討経緯 / 検討対象と本市の現状と課題

資料 07_今後の検討スケジュールについて

補足資料 01_橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

補足資料 02_橿原市学校教育の指導方針【H31年度】

補足資料 03_橿原市就学前の保育・教育指針

補足資料 04_学校区別の園児数推計の方法

○橿原市執行機関の附属機関に関する条例

平成24年12月27日条例第23号

改正

平成25年9月30日条例第11号
平成27年3月31日条例第5号
平成27年9月30日条例第30号
平成28年3月31日条例第7号
平成28年6月30日条例第28号
平成28年9月30日条例第33号
平成28年12月28日条例第39号
平成28年12月28日条例第42号
平成29年9月29日条例第22号
平成30年1月18日条例第1号
平成30年10月5日条例第27号
平成30年12月28日条例第34号
平成31年3月29日条例第3号
令和元年9月30日条例第22号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置及び担当事務)

第2条 橿原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任する事務は、別表の担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関(法令又は他の条例の規定により設置する橿原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。)が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委員の選任基準)

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 橿原市男女共同参画推進条例(平成18年橿原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。

(2) 市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。

(3) 担任する事務に関係する団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けるよう努めること。

(会議の公開)

第5条 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令の規定により非公開とされているとき。

(2) 橿原市情報公開条例(平成10年橿原市条例第15号)第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。

(3) 公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(守秘義務)

第6条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(橿原市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 橿原市行政改革推進委員会設置条例 (昭和60年橿原市条例第1号)
- (2) 橿原市総合計画策定審議会条例 (平成24年橿原市条例第20号)
- (3) 橿原市市町村合併促進審議会設置条例 (昭和31年橿原市条例第78号)
- (4) 橿原市特別職報酬等審議会条例 (昭和40年橿原市条例第18号)
- (5) 橿原市スポーツ推進審議会設置条例 (昭和37年橿原市条例第12号)
- (6) 橿原市人権審議会設置条例 (平成14年橿原市条例第21号)
- (7) 橿原市住居表示審議会条例 (昭和40年橿原市条例第19号)

附 則 (平成25年条例第11号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に改正前橿原市個人情報保護条例第36条第4項の規定により個人情報保護制度運営審議会の委員として委嘱されている者は、第4条の規定による改正後の橿原市執行機関の附属機関に関する条例に規定する橿原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、平成28年6月30日までとする。

附 則 (平成28年条例第28号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第39号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第42号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日条例第22号)

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年1月18日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年10月5日条例第27号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成30年12月28日条例第34号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成31年3月29日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和元年9月30日条例第22号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表 (第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	檀原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項についての審議に関する事務	15人以内
	檀原市情報公開・個人情報保	情報公開制度及び個人情報保護	10人以内

榎原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

護制度運営審議会	制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	
榎原市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長その他特別職の職員の給料又は報酬の額についての審議に関する事務	10人以内
榎原市公金管理対策委員会	公金の管理に関する重要事項についての審議に関する事務	9人以内
榎原市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議に関する事務	5人以内
榎原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
榎原市市有施設再配置検討審議会	市有施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
榎原市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内
榎原市人権審議会	人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項についての審議に関する事務	20人以内
榎原市飛騨コミュニティセンター運営委員会	飛騨コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市大久保コミュニティセンター運営委員会	大久保コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市地域福祉推進計画策定委員会	地域福祉推進計画の策定についての審議に関する事務	20人以内
榎原市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく入所措置等の要否についての審査に関する事務	5人以内
榎原市障がい者福祉基本計画等策定委員会	障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営についての調査審議に関する事務	18人以内
榎原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市二次救急医療運営委員会	二次救急医療の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
榎原地区救急医療協議会	榎原地区の救急医療の運営につ	25人以内

榎原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

		いての審議に関する事務	
	榎原市母子保健推進協議会	母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	榎原市予防接種健康被害等調査委員会	榎原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務	10人以内
	榎原市成人保健推進協議会	成人保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	榎原市歯科保健推進協議会	歯科保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	榎原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	榎原市自殺対策連絡協議会	自殺対策事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
	榎原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内
	榎原市住居表示審議会	住居表示の施行に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	榎原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内
	榎原市農業振興地域整備推進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施についての審議に関する事務	15人以内
	榎原市青年等就農計画認定審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
	榎原市観光基本計画審議会	榎原市観光基本計画の進捗管理、事業評価及び見直しについての審議に関する事務	8人以内
	榎原市社会資本総合整備計画評価委員会	社会資本総合整備計画の中間及び事後評価等についての審議に関する事務	5人以内
	榎原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内
教育委員会	榎原市教育施設再配置検討審議会	教育施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	榎原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会	保育所及び幼稚園の適正配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	榎原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援についての調査助言に関する事務	20人以内

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

	橿原市学校給食運営委員会	学校給食の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内
	橿原市高齢者大学校運営委員会	高齢者大学校の運営についての審議に関する事務	8人以内

○橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会規則

令和元年11月28日
教育委員会規則第16号

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) その他教育長が適当と認めた者

2 委員は、教育長からの諮問に係る審議が終了したときをもって、その職を解かれるものとする。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

平成18年3月1日告示第39号

改正

平成23年4月1日告示第84号

平成24年12月27日告示第280号

橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 市民、関係団体、有識者（審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。）等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等（以下「規則等」という。）に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議

(審議会等の設置)

第3条 審議会等は、法律又は政令（以下「法令」という。）で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。

- 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(審議会等の見直し)

第4条 審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により機能の充実及び運営の効率化に努めなければならない。

- 2 審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。
 - (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの
 - (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活発でないもの
 - (3) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの。

(組織)

第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。
- (2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。

(委員の選任基準)

第6条 委員の選任（改選による選任を含む。以下同じ。）に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。
- (3) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。

(適正な運営)

第7条 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

(会議開催の公表)

第8条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分

(6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続

(7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由

(8) その他必要と認める事項

(会議の公開方法等)

第9条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

第10条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者(委員及び事務局)

(5) 議題

(6) 審議内容

(7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の審議内容の記録の形式及び会議録の確定方法の決定については、各審議会等の会議において個別に定める。

3 会議を公開した審議会等の会議録については公表しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 第6条の規定は、平成18年10月1日以降に選任される審議会等の委員の選任(再任を含む。)から適用する。

附 則(平成23年4月1日告示第84号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成24年12月27日告示第280号)

この要綱は、告示の日から実施する。

本検討委員会の委員名簿

所属・役職	氏名
学識 (奈良芸術短期大学 副学長)	あまね としほる 天根 俊治
学識 (奈良教育大学 名誉教授)	しげまつ けいいち 重松 敬一
私立保育園 代表 (愛育保育園 園長)	まつい だいすけ 松井 大典
私立幼稚園 代表 (くちなし幼稚園 園長)	さへまき まさとし 佐伯 雅寿
橿原市自治委員連合会 代表 (市自治委員連合会 会長)	こめだ かつひこ 米田 勝彦
橿原市自治委員連合会 代表 (市自治委員連合会 副会長)	なかがわ はちろう 仲川 八郎
橿原市PTA連合会 代表 (市PTA連合会 会長)	もりもと ようじ 森本 洋司
橿原市PTA連合会 代表 (次年度準備委員会委員長)	かきもと けんぞう 柿本 健三
橿原市議会 代表 (副議長)	おおぼ ゆかこ 大保 由香子
橿原市幼稚園園長会 代表 (第5こども園 園長)	いぬい いくよ 戌亥 育代
橿原市小中学校校長会 代表 (鴨公小学校 校長)	まつもと しゅうじ 松本 修二
労働者 代表 (橿原市労働者福祉協議会 会長)	もりしま りょういち 森嶋 良一
公募委員	いのうえ まさき 井上 昌規
公募委員	なかい よしみ 中井 好

以上、14名

■ 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

本市では就学前の子どもたちの保育・教育について、社会情勢の変化による保護者のニーズの変化にどのように対応していくか、幼保一体化も視野に入れ議論を進めてきました。そして平成21年9月に「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を策定し、こども園の整備を行うなど、幼保一体化に取り組みました。

しかしながら、策定からおよそ10年の歳月が経過し、これまでの時代の変化やニーズをふまえるとともに、平成31年3月に檀原市教育委員会が策定した「檀原市教育施設再配置基本方針」とも連動して、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」として改訂しました。令和元年10月からは幼児教育・保育無償化が実施されることも踏まえて、今後、この基本方針に基づき、檀原市全体としての具体的な実施計画を策定して適正化に取り組んでまいります。

これまでの流れ

平成 21 年 9 月
幼児教育のあり方と適正配置についての
基本方針策定

平成 24～26 年
基本方針を基に幼保一体化の取組として
檀原市にこども園 5 園を整備

策定から
10 年

平成 31 年 4 月
「就学前の保育・教育のあり方と適正配置に
ついての基本方針」として見直し

1. 公立保育所・幼稚園の現状・課題

保育所と幼稚園の現状と課題

保育所は社会での就労が母親(女性)にとって大きく影響し、それに関連して保育所保育の重要性が求められるようになったため、少子化にも関わらず入所希望は増加傾向にあります。

一方で幼稚園(こども園を除く 10 園)は、園児数の減少が著しく、年長・年少ともに複数クラスとなっているのは1園のみとなっています。

園児数が少ない園では、人間関係の固定化や子ども同士が切磋琢磨する機会の減少という教育の質の低下につながる懸念が生じています。

保育所の現状	平成 30 年度定員 810 名に対し入所児童数は 804 名と定員近くまで達しており、近年の少子化にもかかわらず保育所への入所希望が増加。
幼稚園の現状	園児数の減少傾向は著しく、ピーク時である昭和 53 年度の 3,092 人から平成 30 年度は 592 人と約 19%まで減少。

2. 就学前の保育・教育のあり方についての基本的な考え方

今後の就学前の保育・教育のあり方について

これまでの幼児教育は保育所、幼稚園という別々の制度の中で、保育・教育の環境を提供してきました。

しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出など子育て環境も変化し、幼児教育に求められることがらにも変化が見られます。例えば、多くの保護者はより質の高い保育・教育の提供、3歳児保育、給食の実施などの願いを持っています。これまでの「保育所は保育」「幼稚園は教育」という概念は双方の施設ともその基本は根底に置くものの、同じような保育・教育が受けられることが求められています。

檀原市としては、就学前の保育・教育については一体的に行うことが、子どもたちにとってふさわしいと考えます。そのため、これまで市が取り組んできたこども園の検証も踏まえつつ、今後の方向性を探っていく必要があります。

今後の取組のために

- ◆保育・教育に対するニーズの把握
- ◆就学前の保育・教育統一カリキュラムなどの活用
- ◆公・私の協調・連携

3. 公立保育所・幼稚園の適正配置実施計画の策定について

適正配置の実施にあたっては以下の適正規模・適正配置の基本的な考え方を踏まえ、実施計画を進めていきます。

①適正規模の基本的な考え方

クラス編制・教員配置の基準について

- ・こども園の長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)は、保育所の4歳・5歳児の基準とします。
- ・幼稚園については、1クラス34名を維持し、それに伴った教員を配置します。
- ・幼保一体化施設(こども園)、幼稚園ともに特別な支援を要する幼児の入園に際しては職員の加配に配慮します。
- ・認定こども園については、クラス編制や配置については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な配置基準とします。

クラス構成数について

- ・こども園については、施設の収容数に応じて長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)の定員を設けます。
- ・幼稚園については各学年複数クラスの編制とします。
- ・認定こども園を新たに設置する場合については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な構成とします。

②適正配置の基本的な考え方

- ・適正配置については、各学年複数クラスを設けることが必要です。また、教育的効果を考えるとき、適正規模が満たされない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編制ができるよう適正化を図ることが必要です。

③公立施設の再編整備についての基本的な考え方

- ・公立施設の適正規模・適正配置に伴う再編整備については、段階的に実施することが望ましいと考えます。再編整備の方法については、統廃合だけでなく、指定管理者制度などの民間活力の導入、認定こども園、幼稚園・小学校の連携についても検討します。
- ・幼稚園の3歳児保育の実施については十分な配慮・検討を行います。
- ・統廃合を行う際には、原則的に施設の増築はせず、現在の施設を利用します。
- ・保育・教育の用に供されなくなった施設については地域によって活用方法の考え方には違いがあると考えられますが、跡地の売却も含めて検討していきます。
- ・一時的な検討に終わることなく、継続的に各園の状況を鑑みながら取り組む必要があります。

適正配置の際の留意事項

適正配置の実施にあたっては、基本的な考え方に加え、以下の留意事項も踏まえ、実施します。

通 園 区 に つ い て: 適正配置計画を実行する際には、卒園後、進学する小学校、中学校は同じであることが望ましい点を考慮し当面は現状の中学校区内を原則とします。しかし、私立保育園・幼稚園への通園希望者もあり、少子化社会が進行する中にある場合は、園の適正規模の確保が難しいことも想定され、通園区については、小・中学校と必ずしも同じにはならない可能性があります。

通園の安全確保、通園支援: 通園区の変更により、通園が著しく困難となるケースは、支援の方策、その要支援距離の目安についても檀原市教育施設再配置基本方針を参考にしながら検討します。

新しい保育・教育環境について: 再編整備の実施にあたっては、子どもたちの生活の連続性とリズムの多様性に留意し、保育・教育が途切れることのないような工夫が必要です。

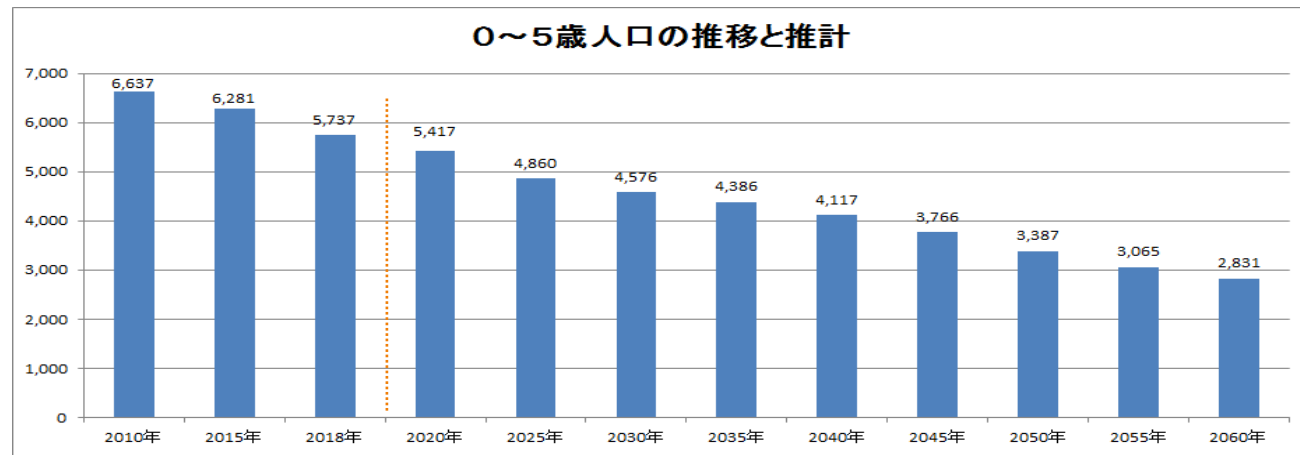
■ 参考資料

0～5歳人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以降、社人研)が公表している推計方法※に基づき、橿原市の0～5歳人口を推計した結果では、2018年の5,737人から2060年には2,831人となり、2,906人減少する見込みです。

※社人研推計:現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定し推計した値。

※0～5歳人口:社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値。

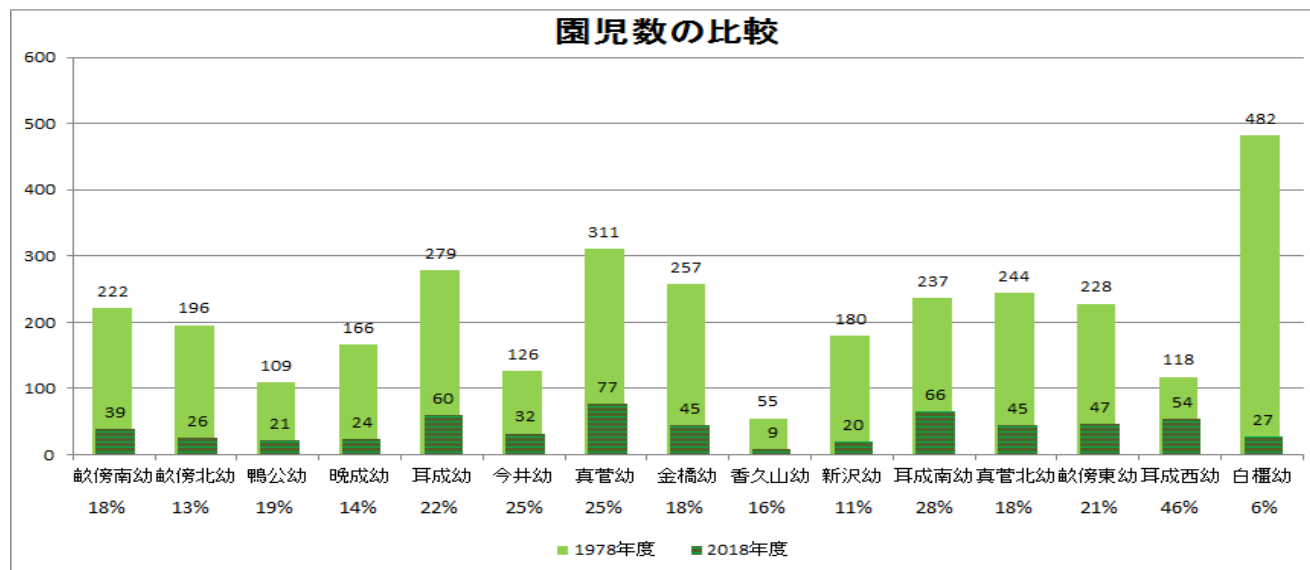


幼稚園の園児数の比較

園児数増加のピーク※を迎えた1978年度と2018年度の比較ではすべての幼稚園で園児数が大きく減少しています。

※耳成西幼のピーク時は1982年度の値。

※白樺幼のピーク時は白樺南幼と白樺北幼の園児数の合計。



主たる建物の建築年数

2018年時点主たる建物の建築年数が40年以上となる施設は4幼稚園(耳成南幼、真菅北幼、畝傍東幼、白樺幼)となっています。

こども園

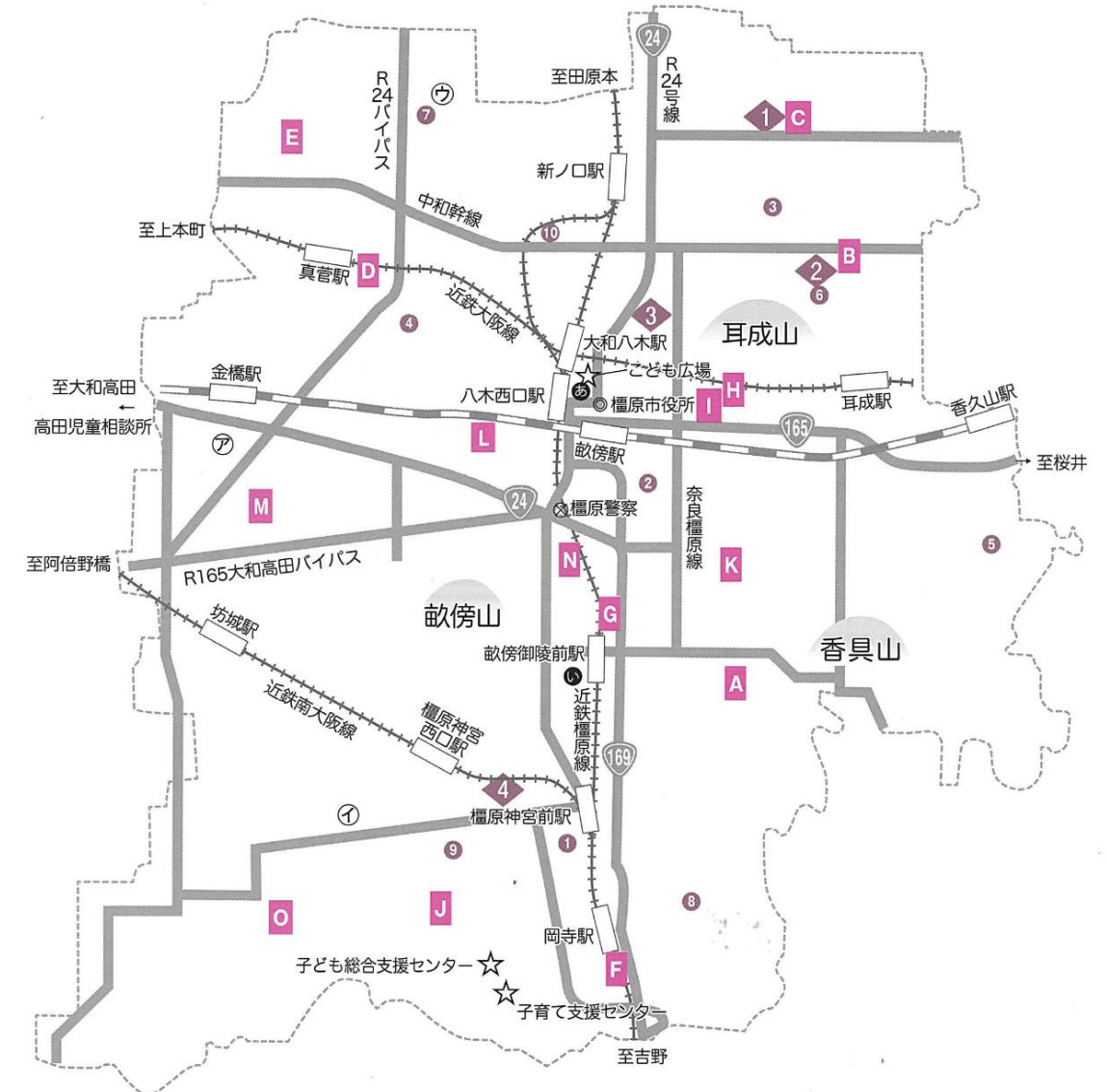
施設名	築年数(年)
第1こども園(藤原京・鴨公幼)	22
第2こども園(今井保・今井幼)	18
第3こども園(金橋保・金橋幼)	33
第4こども園(大久保・畝傍北幼)	37
第5こども園(川西・新沢幼)	37
こども園平均	29.4

幼稚園

施設名	築年数(年)	施設名	築年数(年)
畝傍南幼稚園	34	耳成南幼稚園	43
晩成幼稚園	39	真菅北幼稚園	43
耳成幼稚園	36	畝傍東幼稚園	41
真菅幼稚園	37	耳成西幼稚園	38
香久山幼稚園	39	白樺幼稚園	40
幼稚園平均		幼稚園平均	39

赤字:こども園、幼稚園それぞれの平均値を超える場合を示す。

橿原市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園マップ



私立幼稚園一覧

番号	園名	所在地
①	くちなし幼稚園	葛本町
②	常盤幼稚園	常盤町
③	のぞみ幼稚園	新賀町
④	聖心幼稚園	久米町

市立幼稚園一覧

番号	園名	所在地
①	畝傍南幼稚園	見瀬町
②	晩成幼稚園	縄手町
③	耳成幼稚園	葛本町
④	真菅幼稚園	曾我町
⑤	香久山幼稚園	膳夫町
⑥	耳成南幼稚園	山之坊町
⑦	真菅北幼稚園	大垣町
⑧	畝傍東幼稚園	大軽町
⑨	白樺幼稚園	白樺町
⑩	耳成西幼稚園	上品寺町

私立保育園一覧

番号	園(所)名	所在地
A	(福)ともえ学園	田中町
B	(福)常盤保育園	常盤町
C	(福)くちなし保育園	葛本町
D	(福)このみ学園	曾我町
E	(福)ひかり保育園	中曾司町
F	(福)愛育保育園	見瀬町
G	あおば保育園	大久保町
H	おひさまほいくえん	醍醐町
I	にこにこパーク保育園	醍醐町

私立認定こども園一覧

番号	園(所)名	所在地
J	(福)橿原保育園	白樺町

※(福)は社会福祉法人

認可外保育施設一覧

番号	園(所)名	所在地
㊦	ラビキッズワールド イオンモール 橿原保育園	曲川町イオン モール内1F
㊧	ほれほれ保育園	北越智町
㊨	わくわく保育園	飯高町

市立こども園(幼稚園・保育所)一覧

番号	園(所)名	所在地
第1こども園		
藤原京保育所		
K	藤原京保育所(分園) 鴨公幼稚園	四分町 縄手町
第2こども園		
今井保育所		
L	今井保育所(分園) 今井幼稚園	今井町
第3こども園		
金橋保育所		
M	金橋幼稚園	雲梯町
第4こども園		
大久保保育所		
N	大久保保育所(分園) 畝傍北幼稚園	大久保町
第5こども園		
川西保育所		
O	新沢幼稚園	川西町

㊦ 分庁舎(ミグランス) (子育て総合窓口)
㊨ 保健福祉センター

1. これまでの検討経緯について

1.1. 本計画の策定に当たって

平成31年4月に改訂した「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」の「第3章 公立保育所・幼稚園の適正配置実施計画の策定について」で示した基本的な考え方にに基づき、公立保育所・幼稚園の再編の時期を明示した上で、それを実現するための具体的な実施内容と、再編に伴って生じることが想定される諸課題への対応等について「(仮)檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に定めます。

1.2. 関連する主な計画

検討委員会では諮問書に示すとおり、

- (1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項
- (2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項
- (3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

について検討し答申いただくことを目的としています。

これらの検討にあたり、これまで本市で策定している保育所・幼稚園に関連する各計画との整合を図りながら、本委員会を進めていく必要があると考えています。

以下に、主な計画との関連を示します。

表 1-1：関連する主な計画

本計画に関連する主な計画と内容		
計画名	策定期期	主な内容
檀原市公共施設等総合管理計画	平成28年9月	今後の施設マネジメントにおける方針
檀原市学校施設整備基本計画	平成28年11月	学校施設整備の長期的な計画
檀原市施設分類別基本方針	平成30年12月	総合管理計画の施設分類別の基本的な方針
檀原市教育施設再配置基本方針	平成31年3月	学校再配置に関する基本的な方針
就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針	平成31年4月	保育所・幼稚園適正配置に関する基本的な方針
檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画(検討・作成中)	令和2年3月(予定)	

関連計画図		
檀原市総合計画		
↓ 市の指針となる包括的な計画・考え方		
檀原市公共施設等総合管理計画		
↓		
檀原市施設分類別基本方針		
↓		
檀原市教育施設再配置基本方針	↔	就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針
		↔
		檀原市教育施設整備基本計画
↓ 今後の検討		
別途 検討		本委員会の該当位置
(仮) 檀原市教育施設再配置実施計画		(仮) 檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

1.3. 検討体制

本委員会は、諮問いたしました事項について、ご審議いただく場となります。本委員会に係る検討体制を下記のとおり示します。

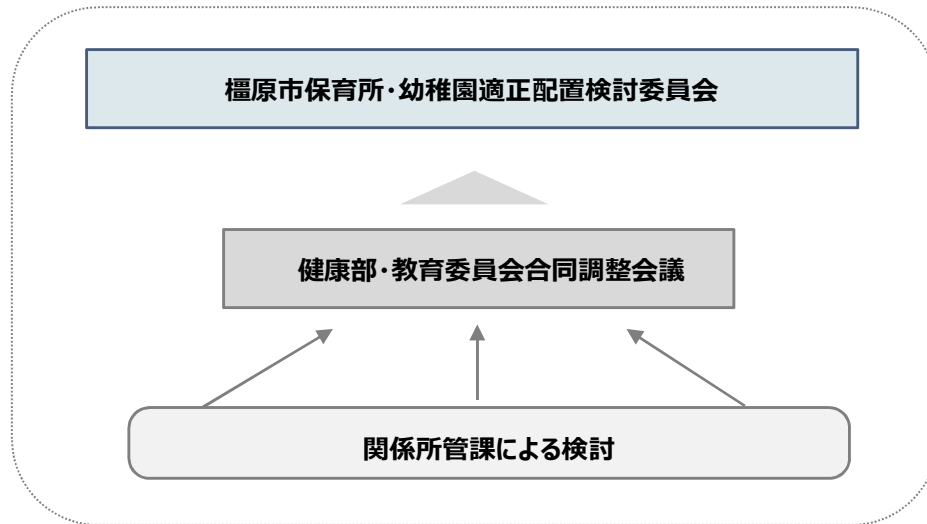


図 1-1：検討体制

1.4. 計画期間

本委員会における答申に基づき作成される「(仮) 橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」の該当期間は令和2年度から15年間（令和16年度まで）を予定しています。

本検討におかれましても、15年後を見据えた検討をいただければと考えております。

また、橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画の更新時期にあわせて5年毎に見直しを実施しながら進めたいと考えています。

表 1-2：計画期間

計画名	計画期間（年度）									
	R2	R3	R4	R5	R6	～R11		～R16		
	2020	2021	2022	2023	2024	～2029		～2034		
就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針	基本方針									
(仮) 橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画	実施計画（5年毎に見直し）									
関連計画見直し時期				■				■		■

2. 検討対象と本市の現状と課題について

2.1. 検討対象施設

2.1.1. 施設配置と学校区

本検討対象施設は、幼稚園10園とこども園5園です。この他、教育施設として小学校16校、中学校6校（夜間中学校1校）を有しており、園区と学校区は同一です。

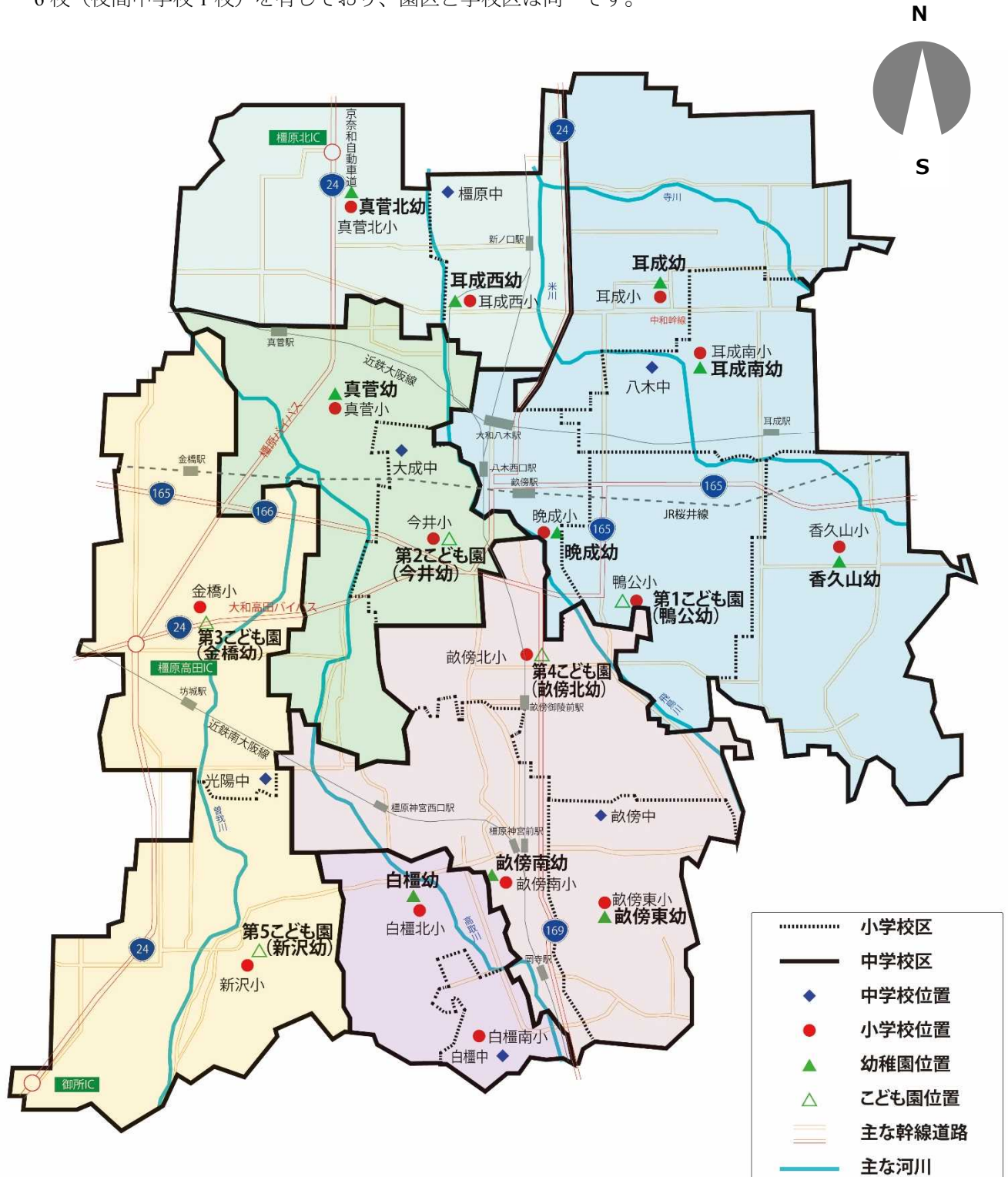


図 2-1：橿原市の学校区域図

2.1.2. 「榎原市こども園」について

本市で開園している5つの「榎原市こども園」は、いわゆる認定こども園とは異なる本市独自の幼保一体化の取り組みです。

それぞれ単独で設置されていた保育所5か所、幼稚園5園を一体化し、平成24年4月に3園、平成26年4月に2園を5つの「榎原市こども園」として新たに開園しました。

榎原市こども園のうち、3園については元々隣接していた保育所と幼稚園の施設を一体施設として使い、「分園方式」として運営しています。分園方式では保育所であった施設を本園、幼稚園であった施設を分園とし、0歳児～3歳児は本園に通園し、4・5歳児の子どもは分園に通園します。

残り2園は「一体方式」として一つの同じ施設で幼稚園・保育所の区別なく合同保育を行います。

表 2-1 : 「榎原市こども園」について

榎原市こども園	構成施設	
第1こども園（分園方式）	藤原京保育所	鴨公幼稚園
第2こども園（分園方式）	今井保育所	今井幼稚園
第3こども園（一体方式）	金橋保育所	金橋幼稚園
第4こども園（分園方式）	大久保保育所	畝傍北幼稚園
第5こども園（一体方式）	川西保育所	新沢幼稚園

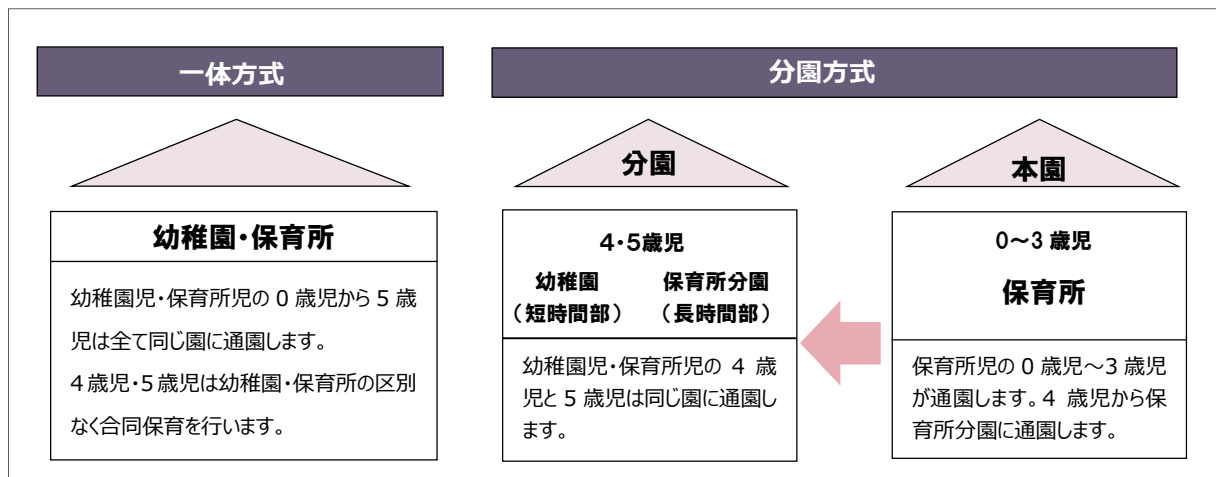


図 2-2 : 榎原市こども園の運営方式

2.1.3. 本検討委員会資料としての取り扱いについて

上記の通り、本市の独自の幼保一体化の取り組みであることから、本検討委員会資料では保育所にあたる、3歳児までの保育と4・5歳児の長時間部を「保育所」、幼稚園にあたる、4・5歳児の短時間部を「幼稚園」として表記します。また、長時間部、短時間部に通園する子どもをそれぞれ保育所児、幼稚園児とします。

2.1.4. 「認定こども園」について

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、下記の機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

(2) 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より開始された制度です。

また、認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められています。

表 2-2 : 「認定こども園」について

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園としての機能を果たすタイプ。

※本検討委員会では4つのタイプを包含して「認定こども園」と記載しています。

2.2. 園児数の推移

平成22年度には公立幼稚園に850人の園児が在籍していました。その後、平成30年度には園児数が592人となり、約30%もの大幅な減少がみられます。

表 2-3：檀原市の保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児数の推移

(単位：人)

年度	公立保育所	私立保育園	公立幼稚園	私立幼稚園	私立 幼保連携型認定こども園	計
平成22年度	640	1,313	850	514		3,317
平成23年度	642	1,307	837	514		3,300
平成24年度	645	1,317	833	488		3,283
平成25年度	655	1,337	791	470		3,253
平成26年度	695	1,331	749	457		3,232
平成27年度	739	1,113	686	426	299	3,263
平成28年度	783	1,152	692	394	286	3,307
平成29年度	851	1,132	642	374	281	3,280
平成30年度	804	1,113	592	383	284	3,176

※保育所、保育園は4月1日現在、幼稚園、認定こども園は5月1日現在（檀原市統計書より）

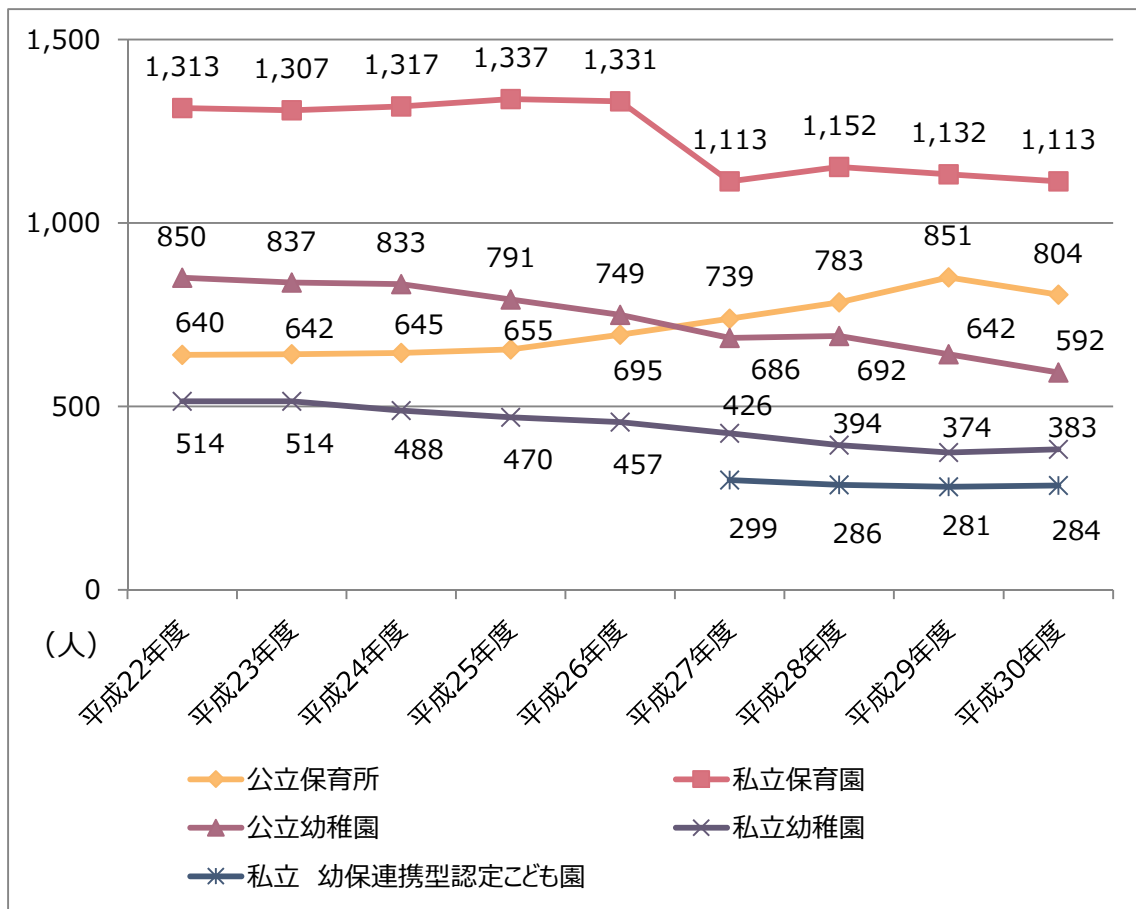


図 2-3：檀原市の保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児数の推移のグラフ
(檀原市統計書より)

2.3. 職員体制について

園児数の減少による公立幼稚園10園（こども園を除く）の小規模化は、職員の体制や職員研修などにも影響を及ぼしています。ほとんどの園は1学年1クラスとなっており、園児数が10人に満たない園もあります。

こども園の正規職員の年齢構成は、60歳代が3%（89人中3人）、50歳代が6%（89人中5人）、40歳代が25%（89人中22人）、30歳代が31%（89人中28人）、20歳代が35%（89人中31人）、となっています。

公立幼稚園（こども園を除く）の正規職員の年齢構成は、60歳代が24%（33人中8人）、50歳代が9%（33人中3人）、40歳代が6%（33人中2人）、30歳代が43%（33人中14人）、20歳代が18%（33人中6人）、となっています。

表 2-4：こども園の職員数（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

園名	保育所名 幼稚園名	20代	30代	40代	50代	60代	合計
第1こども園	藤原京保育所 鴨公幼稚園	7	9	4	0	1	21
第2こども園	今井保育所 今井幼稚園	8	6	5	1	0	20
第3こども園	金橋保育所 金橋幼稚園	5	4	5	0	1	15
第4こども園	大久保保育所 畝傍北幼稚園	8	4	4	0	1	17
第5こども園	川西保育所 新沢幼稚園	3	5	4	4	0	16
合計		31	28	22	5	3	89
総数に対する割合		35%	31%	25%	6%	3%	100%

表 2-5：公立幼稚園の職員数（令和元年5月1日現在）

（単位：人）

園名	20代	30代	40代	50代	60代	合計
畝傍南幼稚園	0	2	0	0	1	3
晩成幼稚園	0	2	0	0	1	3
耳成幼稚園	1	1	0	1	0	3
真菅幼稚園	2	0	1	0	1	4
香久山幼稚園	2	0	0	0	1	3
耳成南幼稚園	0	1	1	0	1	3
真菅北幼稚園	1	2	0	0	1	4
畝傍東幼稚園	0	2	0	0	2	4
耳成西幼稚園	0	2	0	1	0	3
白檀幼稚園	0	2	0	1	0	3
合計	6	14	2	3	8	33
総数に対する割合	18%	43%	6%	9%	24%	100%

2.4. 施設の老朽化状況について

園舎が築40年を超過している園が4園あるなど、多くの園で老朽化が進み、補修や修繕で対応している状況です。行事や事業の運営がスムーズにいかないこともあり、早急な対応を迫られています。

表 2-6：主たる建物の築年数

区分	施設名	主たる建物の築年数（年） （令和元年時点）
こども園	第1こども園（藤原京保育所・鴨公幼稚園）	23
	第2こども園（今井保育所・今井幼稚園）	19
	第3こども園（金橋保育所・金橋幼稚園）	34
	第4こども園（大久保保育所・畝傍北幼稚園）	38
	第5こども園（川西保育所・新沢幼稚園）	38
こども園平均		30.4
幼稚園	畝傍南幼稚園	35
	晩成幼稚園	40
	耳成幼稚園	37
	真菅幼稚園	38
	香久山幼稚園	40
	耳成南幼稚園	44
	真菅北幼稚園	44
	畝傍東幼稚園	42
	耳成西幼稚園	39
	白檀幼稚園	41
幼稚園平均		40.0

赤文字：こども園、幼稚園それぞれの平均値を超える場合を示す。

2.5. 3歳児保育の必要性について

現在、公立幼稚園では、4歳児保育、5歳児保育をしており、3歳児保育をしていません。

近年の社会状況の変化による多様な保育ニーズに対応し、檀原市の就学前の保育・教育の総体として充実を図るためには、公立幼稚園での3歳児保育の実施について、私立での実施の経緯、3・4・5歳児という系統立てを目指す保育の中での意義、園児数が非常に減少してきている中での3歳児保育実施の必要性などについて議論する必要があります。

2.5.1. 3歳児人口について

3歳児人口の推移と推計は以下のとおりです。

園区別の人口推計については、平成27年度から令和元年度までの本市の人口動態をもとに作成しました。詳細な作成方法については、補足資料04にて解説しています。

表 2-7：園区別の3歳児人口推移と推計

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
園区	推移					推計										
畝傍南	68	67	67	64	57	58	47	54	52	51	49	48	46	45	44	43
畝傍北	56	62	57	48	45	50	45	45	45	45	44	44	43	42	41	41
鴨公	42	40	37	28	29	35	28	38	31	30	29	29	28	27	27	26
晩成	71	55	61	64	66	56	64	60	61	61	60	60	60	59	59	59
耳成	84	97	70	89	68	78	72	80	72	70	69	67	66	64	63	61
今井	43	33	55	46	56	58	49	39	49	49	49	49	49	49	50	50
真菅	102	101	104	113	97	93	73	104	91	90	88	87	86	85	84	83
金橋	70	63	75	69	77	85	77	67	74	72	71	69	68	67	66	65
香久山	19	11	18	15	13	9	15	15	12	12	11	11	10	10	10	9
新沢	32	28	35	23	24	20	23	25	20	19	19	18	17	16	16	15
耳成南	125	117	93	110	107	111	96	97	100	98	96	94	92	90	89	89
真菅北	102	100	107	87	78	73	84	63	76	74	73	72	71	69	68	68
畝傍東	110	98	111	102	94	90	75	73	82	80	79	77	75	73	71	70
耳成西	88	75	79	75	58	85	65	71	70	69	69	68	67	66	66	66
白檀	50	51	46	44	34	46	44	39	37	35	34	32	31	29	28	27
合計値	1,062	998	1,015	977	903	947	858	869	873	856	839	825	809	794	782	773

2.5.2. 私立幼稚園・保育園に通園している人数

檀原市の私立幼稚園・保育園は3歳児を受け入れており、平成30年時点の3歳児人口977人のうち、417人（42.7%）は私立へ通園していると考えられます。（表2-8）

そのため、私立に通園している3歳児を3歳児の総人口から除いた人口を公立幼稚園が受け入れ可能な3歳児人口として整理します。

表2-8：檀原市の私立幼稚園・保育園・認定こども園に通う3歳児の数

私立幼稚園	私立保育園・認定こども園	合計
111人	306人	417人

※平成30年度5月1日時点の合計値（4園）

※平成30年度9月1日時点の合計値（10園）

平成30年度時点の3歳児人口977人のうち、417人（42.7%）は私立へ通園し、残りの560人（57.3%）については、檀原市こども園、市外、通園なしに該当すると思われます。

2.5.3. 私立に通園していない3歳児人口について

各年の私立に通園していない3歳児人口の推計値として、2.5.2.に示した平成30年度の私立に通園していない割合（57.3%）を、2.5.1.に示した3歳児人口の推移と推計にかけて算出した結果は以下のとおりです。

今後、幼稚園の3歳児保育の検討にあたっては、以下の人口をもとに検討を行います。

表 2-9：私立に通園していない3歳児人口推移と推計

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
園区	推移					推計										
畝傍南	39	38	38	37	33	33	27	31	30	29	28	27	27	26	25	25
畝傍北	32	36	33	28	26	29	26	26	26	26	25	25	24	24	24	23
鴨公	24	23	21	16	17	20	16	22	18	17	17	16	16	16	15	15
晩成	41	32	35	37	38	32	37	35	35	35	35	34	34	34	34	34
耳成	48	56	40	51	39	45	41	46	41	40	39	38	38	37	36	35
今井	25	19	32	26	32	33	28	22	28	28	28	28	28	28	29	29
真菅	58	58	60	64	56	53	42	60	53	51	52	50	49	49	48	48
金橋	40	36	43	40	44	49	44	39	42	42	40	40	39	38	38	37
香久山	11	6	10	9	7	5	9	8	7	7	6	6	6	6	6	5
新沢	18	16	20	13	14	12	13	14	12	11	11	10	10	9	9	9
耳成南	72	67	53	63	60	63	54	54	57	56	55	56	52	51	51	51
真菅北	58	57	62	50	45	42	48	36	43	43	42	41	41	40	39	39
畝傍東	63	56	64	58	54	52	43	42	47	46	45	44	43	42	40	40
耳成西	50	43	45	43	33	48	38	41	40	40	39	39	38	38	38	38
白檀	29	29	26	25	19	26	25	22	21	20	19	18	18	17	16	15
合計値	608	572	582	560	517	542	491	498	500	491	481	472	463	455	448	443

※小数点以下は四捨五入による処理を行っています。

2.6. 本計画検討における課題と背景まとめ

2.5.までに示す本市の現状をもとに、今後の検討課題と背景を以下にまとめます。

2.6.1. 公立幼稚園について

課題

- ・ 学校教育法及び子ども・子育て支援法で幼児教育の対象を満3歳児以上と定めているが、檀原市立幼稚園では、4歳児、5歳児の2年保育となっている。
- ・ 公立幼稚園の園児数の減少が著しい。
- ・ 園児数の減少に伴い、園ごとの職員体制も小規模となっている。
- ・ 保育士不足等により、質の高い教育・保育の提供と保育ニーズに対応する職員体制を維持することが難しくなっている。
- ・ 多くの園で老朽化が進み、補修や修繕で対応している。
- ・ 行事や事業の運営がスムーズにいかないこともあり、早急な対応を迫られている。

背景

- ・ 少子化が進んでおり、今後さらに減少すると見込まれる。
- ・ 共働き世帯が増加し、保護者の就労形態も多様化しており、求められる保育ニーズも多様化している。特に公立幼稚園での3歳児保育の実施や預かり保育の延長が求められている。

2.6.2. こども園について

課題

- ・ 幼保一体化して運営しているが、運営事務が複雑となっている。
- ・ 入所希望者が増加し、定員を超える状況となっている。
- ・ 保育士不足等により、質の高い教育・保育の提供と保育ニーズに対応する職員体制を維持することが難しくなっている。

背景

- ・ 公立保育所と公立幼稚園を運営面で一体化している。
- ・ 共働き世帯が増加し、就労形態も多様化しており、求められる保育ニーズも多様化している。

2.7. 今後検討を進めるに当たって

2.7.1. 幼保一体化の推進

保育所・幼稚園は、それぞれ異なる目的・機能を持った施設ではありますが、両施設とも、就学前の子どもを対象としていること等から、実態としてはかなり類似した機能が求められています。また、平成30年度から施行されています保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、就学前の保育・教育として同じ考え方になっています。

幼保一体化の実施によって、保育所児・幼稚園児の活動内容がより豊かになる上、幼稚園児にとっては0歳児から3歳児の生活を身近に感じたりふれあったりすることで体験の幅が拡大し、集団社会での人格形成の基礎をより深く学ぶことができます。さらに、発達段階に応じた指導ができ、職員の研修も深まり、保育教育内容の多様化、質的向上が期待できます。

子どもたちが心身ともに健やかに成長・発達し、生き生きと乳幼児期を暮らし、心豊かな生活を営む基礎となる力を身につけていくためには、本市の保育所と幼稚園がこれまでの長い歴史の中で培ってきた実績を生かし、今日的なニーズに即してそれぞれの特徴を発揮していき、保育所・幼稚園の連携を強化し、総合的な子育て施策の展開と体制の構築を図っていくことが必要だと考えます。

そのため、これまで市が取り組んできたこども園の実績を踏まえつつ、民間活力導入も含めて認定こども園への整備など今後の方向性を探っていく必要があります。

2.7.2. 今後想定している検討事項

以下に今後審議いただくための諮問事項と検討事項との関連をまとめます。

なお、これら内容をもとに、検討スケジュールと各回の議事内容を資料07にて示します。

(1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項

- ・ 公立幼稚園の再編パターンと再編の実施時期

(2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項

- ・ 再編後の施設形態パターン
- ・ 3歳児保育の実施や預かり保育の延長の必要性

(3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

- ・ 民間活力の導入の必要性

1. 今後の検討スケジュールについて

1.1. 次回以降の開催時期

本計画策定までの開催時期は以下を予定しています。
本日よりおおむね2ヶ月に1回の開催予定です。

表 1-1：今後の検討スケジュール（案）

項目	令和元年度		令和2年度			
	1月	3月	5月	7月	10月	11月
開催時期	第1回 R2.1.28	第2回 R2.3.	第3回 R2.5.	第4回 R2.7.	第5回 R2.10.	答申 R2.11.
関連事項				パブリックコメント		

1.2. 各回での検討事項（案）

答申までの全5回の中で、検討いただくことを想定している内容は以下のとおりです。

表 1-2：各回の議題案

回数	内容	備考
第1回 (本日)	・諮問 ・適正配置における本市の考え方 ・本検討に関わる本市の現状について ・今後の検討スケジュールについて	・会長の選出等
第2回	・適正配置対象園について ・適正配置シミュレーションの結果 ・今後の保育ニーズと施設整備の考え方	・主に、適正配置の組み合わせや、今後の施設整備、保育・教育の考え方について検討
第3回	・適正配置実施における留意事項 ・施設整備の水準について ・民間活力導入の考え方	・主に、適正配置後の姿を想定した施設の使い方や運営についての考え方について検討
第4回	・適正配置後の姿 ・施設整備費用と実施時期 ・民間活力導入の方向性 ・パブリックコメント実施案について	・適正配置後の姿として、具体的な方向性等について検討 ・パブリックコメント実施案の検討
第5回	・パブリックコメント実施結果 ・答申案	・パブリックコメントの実施結果を踏まえて答申案を検討
答申	・橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会答申	・R2.11月予定

■ 橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

1.本方針の位置付け

橿原市教育施設は、子どもの数の減少や建物の老朽化等による課題が生じています。

今後はこれらの課題を解消しつつ、多様な教育的ニーズや地域の実情に応じた良好な教育環境を築いていく必要があります。

これら課題解消に向けて、教育施設の再配置の実施が必要になると見込まれるため、「橿原市公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、「橿原市教育施設再配置基本方針」を策定しました。

1.1.対象期間

基本方針は、38年を対象期間として「前期」「中期」「後期」に分割しています。長期間にわたる人口推計値を使用して様々な検討を行っているため、国勢調査の実施結果をもとに5年ごとの人口動向を把握して、基本方針の人口推計値を更新します。

国の仕組みをはじめ、教育ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するために、定期的な見直しを行います。

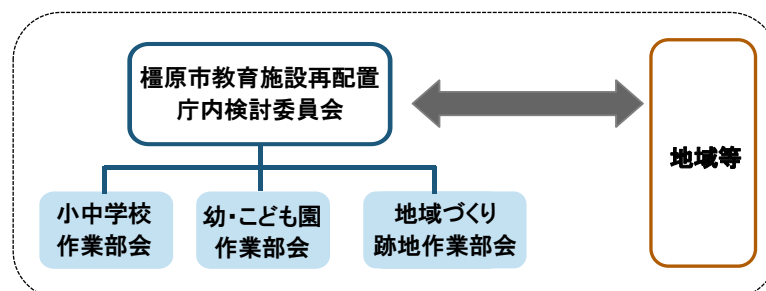
また、基本方針に基づき、10年ごとに実施計画を策定します。

期間	2018年度～2025年度 【8年間】	2026年度～2045年度 【20年間】	2046年度～2055年度 【10年間】
基本方針の流れ	前期	中期	後期
実施計画の流れ	実施計画① 計画策定	実施計画② 計画策定	実施計画③ 計画策定
		実施計画④ 計画策定	

表：対象期間

1.2.推進体制

橿原市では部局間の連携を強化した庁内検討委員会を組織します。基本方針に基づき、地域等への説明を行い、実施計画を策定するに当たっては、地域等、関係者の皆様と協議を行い、より良い教育環境の整備を進めます。



図：推進体制のイメージ

2.橿原市教育施設再配置の基本方針

2.1.橿原市が目指す教育と教育環境

教育は「人づくり」「まちづくり」の基礎となるもので、「まちづくり」は「人」によりなされていくものです。少子高齢化が加速する今日、「人」づくりは重要課題です。また、子どもたちが育っていく社会環境は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、我々の予測を超えた早さで進展するようになってきています。

適正な規模では、経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置ができ、より多くの教職員の目で児童生徒を見ることができるほか、運動会や音楽会などの学校行事の運営もスムーズに行うことができます。さらに、教職員の転出入の機会が増えるため、学校の活性化につながりやすくなります。

教育施設の再配置には大きな負担も伴いますが、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、一定の学校規模を確保し、魅力ある学校づくりに力を注ぐことがきわめて重要と考えています。

また、施設整備については、時期を失することなく大規模改造や長寿命化改修などによる安全安心な施設整備を今後も計画的に進めていきます。

成長期にふさわしい教育環境に近づけるためには、再配置は避けては通れない状況にあり、豊かな未来を創造することができる教育環境の構築を目指して取組を進める必要があると考えています。

2.2.基本的な考え方

現在、橿原市には小学校が16校、中学校が6校あり、そのうち既に5小1中学校が小規模校となっています。これらについては、次に示す基本的な考え方に基づき、再配置を推進していきます。

また、教育施設によっては、再配置の時期にあわせて校区・通学区の見直しを行うものとします。

教育施設の規模に関する考え方

標準規模	・40人（小学1年は35人）1学級の学級編制を行い、学校あたり12～18学級を橿原市の適正な教育施設の規模とする。
------	---

※11学級以下の学校を小規模校、19学級以上の学校を大規模校と区分します。

教育施設の配置に関する考え方

小学校の通学距離	・概ね4kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。
中学校の通学距離	・概ね6kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。

より良い教育環境の整備に際して留意すべき事項

魅力ある学校づくり	・教育施設の再配置は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、教育施設を整備する際には、近年の教育内容・方法に適応する改修を行い、再配置を契機に魅力ある学校づくりを行う。
他の公共施設との複合化	・多様な学習機会の創出や地域コミュニティの活性化に繋がるなどの効果を踏まえて、余裕教室を放課後児童健全育成施設など他の公共施設と複合化して活用する場合は、各施設の管理区分等の明確化や総合的な防犯・防災対策等に留意して、地域とともにある学校づくりを行う。
過渡期における小規模校の教育環境への対応	・教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、地域とのつながりを活かした学習・体験活動の充実や他校との連携を構築するなど、他の教育施設との教育環境に差が生じないように努める。

2.3.再配置実施に際し配慮すべきこと

2.2.基本的な考え方に加え、下記の項目に考慮しながら再配置を進めていきます。

- (1) 既存施設を活用した再配置の実施
- (2) 橿原市学校施設整備基本計画との整合
- (3) 橿原市教育施設再配置実施計画の作成
- (4) 新しい教育環境への対応
- (5) 安全な通学手段の確保

2.4.再配置の進め方

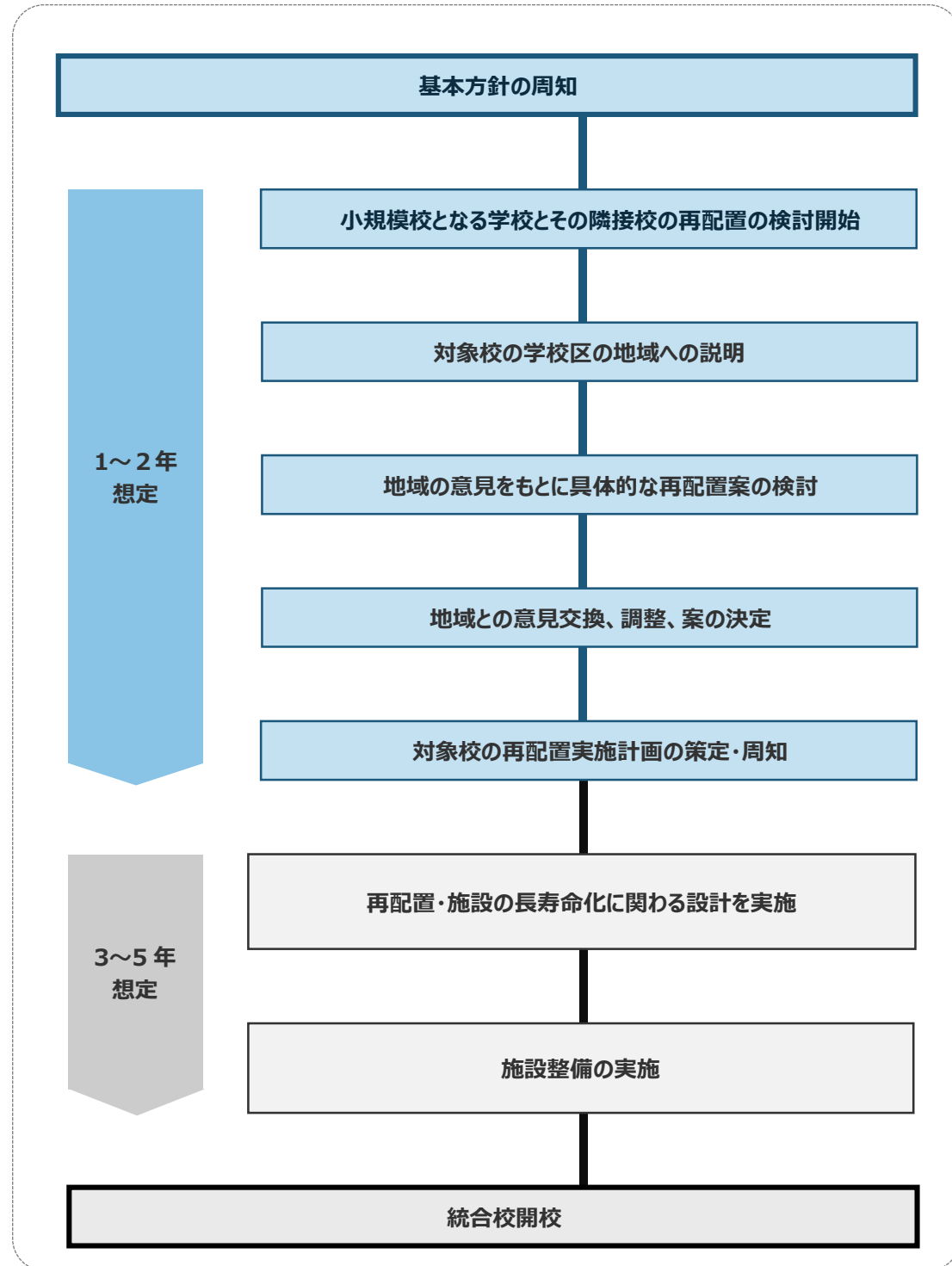
再配置の実施にあたっては、まず、基本方針の内容を基に再配置対象校を選定し、再配置の可否などについて検討を進めていきます。検討後、具体的な統廃合案などを示す再配置実施計画を策定したうえで再配置に着手します。

- (1) 再配置対象校の検討
- (2) 再配置実施計画の策定
- (3) 学校の統廃合など、再配置の実施
- (4) 再配置における施設整備

3.再配置の実施に向けて

再配置の実施にあたっては、基本方針を踏まえ、実施計画を策定した上で進めていきます。

具体的な再配置実施までの流れの一例を下記に示します。実施計画は地域との十分な協議を重ねながら決定していきます。



4.小規模化する学校とその時期

現時点の児童生徒数の推計により、今後 38 年間で小規模化する学校とその時期を以下の表に示します。

	学校施設名	年度	前期		中期				後期	
			現在～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055
畝傍中学校区	畝傍中学校									●
	畝傍南小学校									
	畝傍北小学校					●				
	畝傍東小学校									
八木中学校区	八木中学校									
	鴨公小学校						●			
	晩成小学校			●						
	耳成小学校									
	香久山小学校		●							
大成中学校区	大成中学校			●						
	今井小学校		●							
	真菅小学校									
光陽中学校区	光陽中学校				●					
	金橋小学校									
	新沢小学校		●							
白樺中学校区	白樺中学校		●							
	白樺南小学校		●							
	白樺北小学校		●							
榺原中学校区	榺原中学校						●			
	真菅北小学校									
	耳成西小学校								●	
小規模化する学校数			5小・2中		3小・2中				1小・1中	

※赤文字：現時点で既に小規模校

5.再配置の組合せ

現時点において想定される再配置の組合せ案を以下に示します。いずれの組合せにおいても、すべての学校を同時に実施することは困難であるため、再配置を実施するまで、過渡的に小規模校が解消されない期間が長くなる学校が複数発生します。これらの学校に対しては、小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努めるものとします。

	年度	前期	中期	後期
		現在～2025	2026～2045	2046～2055
畝傍中学校区		畝傍南小・畝傍北小統合	→	畝傍中・白樺中統合
八木中学校区		→	鴨公小・晩成小・香久山小統合	
大成中学校区		大成中・光陽中統合	→	今井小・真菅小統合
光陽中学校区			→	金橋小編入（大成中学校区） 新沢小統合（白樺南北統合小へ）
白樺中学校区		→	白樺南小・白樺北小統合	
榺原中学校区			→	真菅北小・耳成西小統合

榎原市学校教育の指導方針

平成31（2019）年度

子どもたちに「豊かな価値観・夢の共有」を！

信頼される園・学校づくり

家庭や地域、関係機関と連携し、魅力ある園・学校づくり、開かれた園・学校づくり、安全・安心の園・学校づくりを推進し、保護者や地域住民等の信頼に応える。

魅力ある園・学校

園・学校は、地域の実態及び子どもたちの特性等を踏まえ、子どもたちが主体的・創造的に活動できるよう、特色ある教育課程を編成し、魅力ある園・学校づくりに努める。

開かれた園・学校

園・学校は、教育内容や教育活動の状況及び学校評価の結果等について、積極的に情報を発信し、保護者や地域住民との協働に努める。
また、学校関係者評価や学校評議員制度を活用して学校改善を図る。

安全・安心の園・学校

園・学校は、生活全般にわたる安全教育を行うとともに、家庭や地域住民及び関係機関と連携した交通安全、防犯・防災体制の充実を図る。

教職員研修の重点

使命の自覚と資質の向上

教職員は、その使命を自覚し、絶えず人権感覚を磨くとともに自己の目標達成に向けた取組を通して、資質の向上に努める。

実践に結び付く研修

幼児児童生徒理解を深め、教材研究や授業研究を組織的・計画的に行い、日々の授業の充実・改善に努めるとともに、実践的な指導力の向上を目指す。

具体的な研修課題の設定

全教職員の共通理解のもと、園・学校の教育目標に基づいた具体的な課題を設定する。

研修成果の積み上げ

今日的な課題に対応できるよう研修や実践を点検・評価し、その深化・充実に努める。

生きる力をはぐくむ園・学校



確かな学力

基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

主体的に学ぶ態度の育成

豊かな人間性

正しく判断し、行動する力を育む

規範意識の向上

たくましい心身

進んで運動に取り組む力を育む

体力の向上

● 教育長メッセージ ●

グローバル化によって社会は多様化し、また、急激な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面しています。

子どもたちが、「豊かな価値観や夢を共有することによって、たくましく未来を生きぬいていく」ためには、様々な知識や技能を活用し、他者と協働して課題解決を図ることのできる力や心身の健康に育まれた豊かな人間性を養うことが必要です。そのためにも、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目指し、教職員一人一人が、使命感に燃え、教育にあたってほしいと思います。

榎原市のすべての子どもたちが、「分かる楽しさ」や「できるようになった喜び」にキラキラと瞳を輝かせながら「園・学校に行くことが楽しみ」と思える魅力ある保育実践や授業づくりに向け、園・学校が総力をあげて取り組んでください。

平成31年1月

教育長 吉本重男

幼児児童生徒理解 **学び続ける教職員** 保育内容の充実 授業改革

保護者や地域から信頼され期待に応える園・学校



飛鳥・藤原の宮都（きゅうと）とその関連資産群
「飛鳥・藤原」を世界遺産に！

大和三山



市の木「榎の木」



市章



市の花「くちなし」

今井の町並み

校種別指導の重点

幼稚園



小学校



中学校

育 成

確かな学力の

- 幼児自ら様々な活動にかかわろうとする力を育てる。
- 遊びや生活の中で気付いたり、できるようになったりしたことなどを使いながら、思考力・判断力・表現力の基礎を育てる。



- 個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、体験的な学習、問題解決的な学習等を通して、学ぶ楽しさや分かる喜びを感じさせ、主体的に学び考える力を育てる。
- 各教科等において、対話的な学びを充実させ、思考力、判断力、表現力を育てる。



- 個に応じた指導の充実を図り、学習活動の工夫などを行い、学習意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識や技能を定着させ、主体的に学習に取り組む態度を育てる。
- 小学校で学んだ各教科等の内容を踏まえて、対話的な学びをさらに充実させ、思考力、判断力、表現力を育てる。

育 成

豊かな人間性の

- 友だちと一緒に活動する体験を通して、規範意識の芽生えを養い、生活に必要な習慣や態度を身に付けさせる。
- 自然や身近な人々のふれあいなど、多様な体験を通して心のつながりや生命を大切にする豊かな心を育てる。



- 社会生活を送る上での基本的な生活習慣を身に付けさせ、自己有用感を育み、規範意識や公共心を育てる。
- 人権尊重の精神に基づき、よりよい生き方・生命の大切さを学び、互いのちがいを豊かさにとらえ、つながりを大切にする心や認め合う心・感動する心など豊かな人間性を育てる。



- 教育活動全般を通じて、規範意識を身に付けさせ、社会参画しようとする態度と自己有用感の育成に努める。
- 生涯にわたって人権を尊重する社会の形成者として行動できるよう、人権についての知識理解を深め、人権を尊重する態度・技能を身に付けさせる。

育 成

たくましい心身の

- 遊びの中で十分に体を動かす心地よさや運動する楽しさを味わわせ、心身の発達を促す。
- 健康で安全に暮らすための基本的な生活習慣を身に付けさせる。



- 様々な運動のよさを知り、楽しむ体験を通して、自ら進んで運動に取り組もうとする態度を培う。
- 健康で安全に暮らすための基礎的な知識や生活習慣・生活行動を身に付けさせ、健康の保持増進を図り、楽しく明るい生活を営む態度を養う。



- 様々な運動及び部活動等を通して、運動を楽しみ、かつ技量を高める体験を積みながら、自ら進んで運動に取り組む力を身に付けさせる。
- 健康で安全に暮らすための確かな知識や生活習慣・生活行動を維持・向上させ、生涯にわたってたくましく生きるための心身を育てる。

よりよい教育の充実に向けて

人権教育（自尊感情を醸成し、自他の人権を守ろうとする意識や意欲、実践的な行動力を養う。）

就学前保育・教育

- 橿原市就学前保育・教育指針に基づき、一人一人の子どもの発達をプロセスで捉え、保育・教育内容を構築し推進する。
- 子どもの発達状況を滑らかにつなぐために、乳幼児期からの生活及び発達や学びの連続性をふまえ、小・中との接続を図る。
- 家庭教育力の向上を目指した子育て支援の充実を図る。

生徒指導

- 全教職員の共通理解及び共通行動に基づいた組織的な指導体制の確立に努めるとともに、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応に努める。
- 日常のふれあいや相談活動等を通して児童生徒理解を深め、よりよい信頼関係の構築に努めるとともに、教育活動全般を通じて、一人一人の自尊感情を高めさせる取組に努める。
- いじめ・不登校や問題行動等について、未然防止の取組を進めるとともに、早期発見・早期対応に努め、組織で対応する。

安全教育

- 自他の命を守るために、防犯・防災・交通安全教育等を通して、危機予測・危機回避の能力を身に付けさせる。
- 家庭や地域社会との連携を図りながら、他者や社会の安全に貢献できる資質や実践力の育成に努める。

特別支援教育

- 個々の違いを尊重しつつ、多様な子どもたちが生き生きと活躍できる学校や園を目指す。
 - 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた力を高めるため、教育的なニーズの把握と適切な指導及び必要な支援を行う。
 - 全ての教職員が、特別支援教育に関する理解と認識を一層深め、インクルーシブ教育システムの構築に向け、園・校内体制の充実を図る。
- ※インクルーシブ教育システム…共生社会実現のための共に学ぶ教育の仕組み

読書活動

- 「読み聞かせ」や「朝の読書活動」等、発達段階に応じた読書活動の推進を図る。
- 学校図書館等の活用により、豊かな感性や表現力、創造力を培う。

キャリア教育

- 社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力・態度を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる。

道徳教育

- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

情報教育

- ICTの効果的な活用を促し、情報を適切かつ主体的に収集・判断・処理・発信する基礎的な資質や能力を育成する。
- 情報モラルの確立を目指して、学校教育全体で組織的・継続的に指導を行い、家庭や地域との連携を深める。

食 育

- 食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付けさせ、自己の健康管理に努めさせるとともに、家庭や地域と連携し食育の充実を図る。

郷土学習・国際理解教育

- 郷土や自国の歴史や伝統・文化、自然環境に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を育てる。
- 世界の国々の生活や文化の違いを理解、尊重し、国際社会の中で共に生きるための資質や能力を育てる。



橿原市就学前の保育・教育指針

いきいき わくわく にこにこ

笑顔輝く子ども



橿 原 市
橿原市教育委員会

橿原市就学前の保育・教育指針

1. 趣旨

橿原市を形成するそれぞれの地域には、子どもを心豊かに、のびのびとはぐくむ独自の歴史文化や自然が豊富にあります。

そんな恵まれた資源を生かして、将来を担う子どもたちが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるようにするとともに、家庭や地域でゆとりを持って楽しく安心して子育て、子育てができる環境づくりを支援します。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることを踏まえ、保育所・幼稚園の枠を超えて、養護と教育を一体的に行い、子どもの発達の保障を目指し、保育・教育内容を構築し、推進します。

2. 基本理念

- ◆ 就学前の子どもの育ちを一貫して支える保育・教育の実践をする。
- ◆ 保育者の資質向上と専門性を高める。
- ◆ 小学校への滑らかな接続を行う。
- ◆ 家庭教育力の向上を目指した子育て支援の充実を図る。

3. 基本方針

- ◎ 児童憲章・児童福祉法・教育基本法・学校教育法・保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、就学前の子どもの健全な心身の発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

4. めざす子ども像

【いきいき・わくわく・にこにこ笑顔輝く子ども】

※いきいき・・・自分らしくいきいきと活動する子

※わくわく・・・わくわくと心弾ませ、意欲をもって活動する子

※にこにこ・・・自分も友だちも大好き、いつもにこにこ友だちとなかよく活動する子

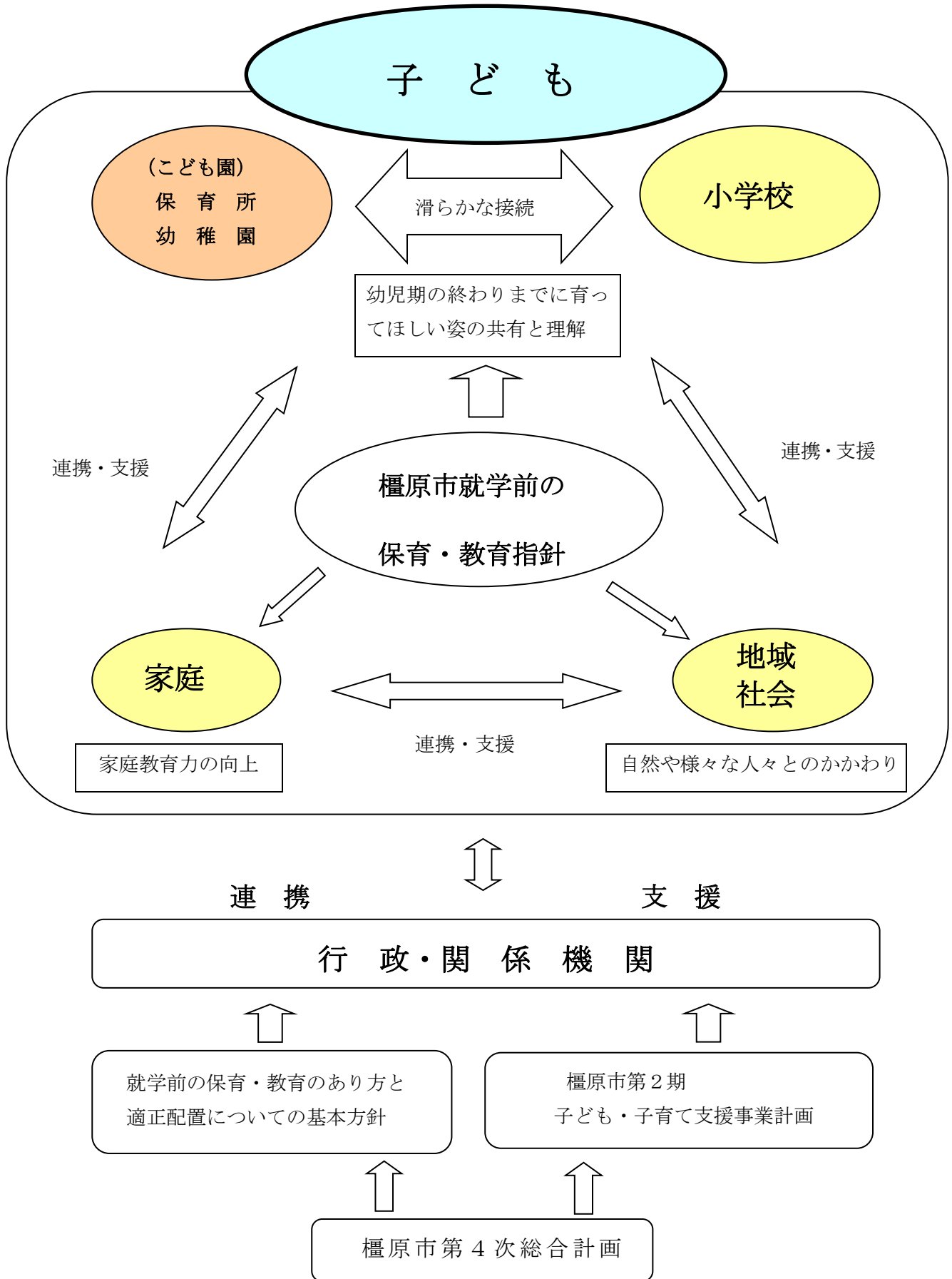
5. 保育・教育目標

- 乳幼児期の子どもの特性をふまえ、環境を通して養護と教育を一体的に行うように努める。
- 「すべての子どもの最善の利益」を基に、次代を担う子どもが心豊かにたくましく生きる力を身につけるように努める。
- 子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性をふまえた就学前の保育・教育の充実に努める。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿は保育活動全体を通して幼児の育ちを理解する。
- 生命を大切にし、健康・安全など生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育てる。
- 特別支援教育に対する理解と認識を深め、一人一人の子どもの特性や発達段階を把握し、集団の中で共に育ち合う環境づくりに努める。
- 職員の担う役割の重要性を自覚し、専門意識を高め、資質向上に努めるとともに子どもや保護者にとって質の高い保育・教育の提供に努める。
- 保護者が子育ての喜びと自信を得、子育て力を高めていけるよう、子どもとともに喜びを実感できるような環境づくりや支援に努める。
- 家庭や地域との連携を図り、地域の特性を生かした保育・教育活動を進める。

6. 保育・教育指導の重点

- 十分に養護の行き届いた環境の下で、様々な欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- 一人一人の子どもの心身の発達や特性を踏まえ、安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるよう、計画的な環境構成を行う。
- 自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、規範意識の芽生えを養い、生活に必要な習慣や態度、豊かな心情を育てる。
- 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりに努め、人権感覚の基礎を育てる。
- 友だちと共に過ごす楽しさや喜びを味わわせ、相手を思いやり認め合う心を育てる。
- 自らふれ、確かめるなどの体験や感動を通してイメージを豊かにし、様々な方法で表現しようとする意欲や態度を育てる。
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- 子ども発達や学びが繋がっていくように、小学校との積極的な連携を図る。
(小学生との交流、情報の共有、職員間の交流・研修等)
- 生きる力の基礎を培うため、豊かな人間関係の中で命の大切さを乳幼児期から養う。
- 地域や関係機関と連携を図りながら、家庭における子育てを支援する。

7. 組織図



1. 園区別の園児数推計の方法について

1.1. 推計値作成の方法

1.1.1. 推計値作成の前提条件

1歳刻みの推計値算出にあたっては、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの園区別1歳刻み総人口の傾向を元に、令和元年度の0歳人口が、令和2年度の1歳人口にスライドすると仮定する手法を用いる。（以降、スライド推計という）

園児数は、スライド推計結果をもとに平成27年度から令和元年度までの各年齢に占める園児数割合の傾向が今後も続くと仮定する手法を用いる。

これら手法はあくまで、平成27年度から令和元年度までの傾向が今後も続くと仮定した場合の推計値となる。ただし、令和元年度の人口は実数であるため、4～6年後の令和7年度あたりまでの園児数は大きな社会情勢の変化等が生じない限り、スライド推計によって想定される数値が最も現実性の高い数値になると考えられる。

以上の手法において、5年間の1歳刻み人口推移及び園児数推移から得られる傾向を踏まえて、推計値を作成する。

◆人口推移より得られる傾向

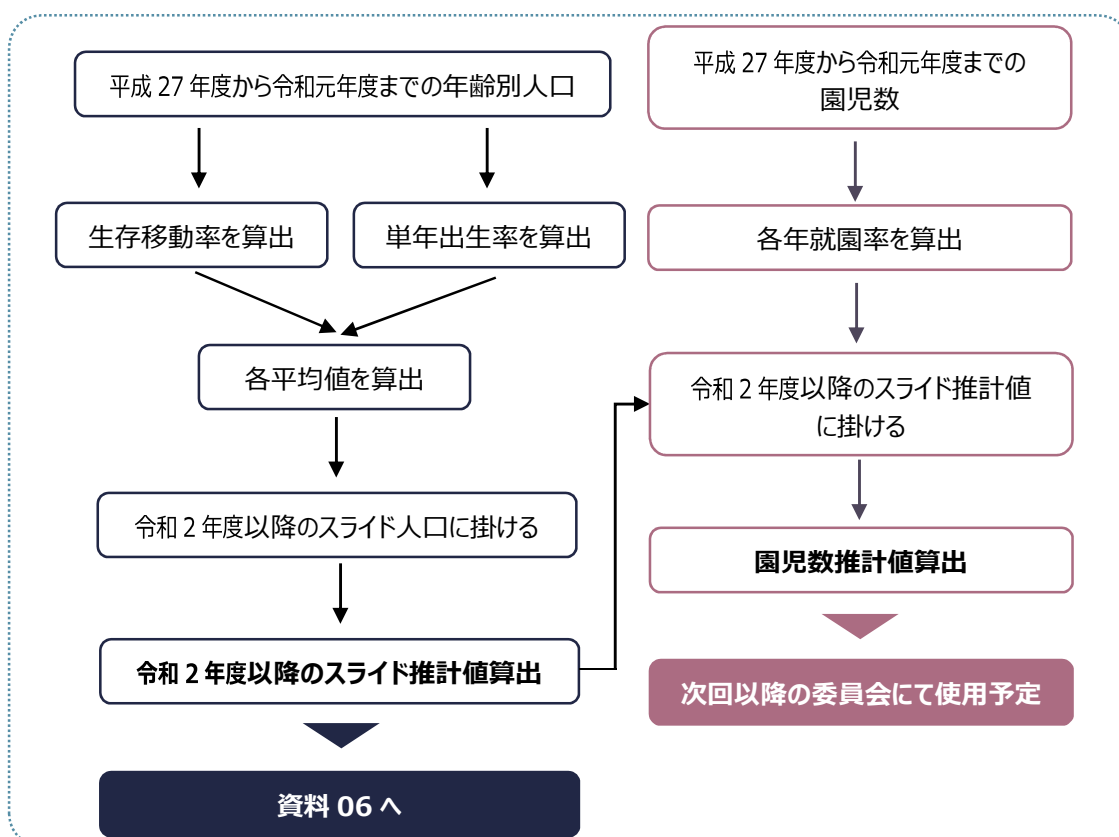
- 1 各年齢人口における次の年への変化割合（“生存移動率”と定義する）
- 2 各年の出生率（“単年出生率”と定義する）

◆園児数の推移より得られる傾向

- 3 各年齢人口に占める園児数の割合（“各年就園率”と定義する）

1.1.2. 推計値作成のフロー

各園区の園児数推計までのフローは以下のとおり。なお、推計値は園区別に算出する。



1.2. 推計値作成の解説

1.1.2.に示すフローの各手順について、畝傍南幼稚園区を例に解説する。

なお、自治体別の人口推計には、過去の傾向から算出した「移動率」「生存率」「出生率」が必要となる。これら数値は、国立社会保障・人口問題研究所が日本全国的な傾向による調整を行った上で、公開している数値である。

今回のスライド推計値作成においては、檀原市独自に作成するため、これら数値を得ることはできない。そのため、平成27年度から令和元年度までの傾向から簡易版の数値を算出する。

1.2.1. 生存移動率の算出方法

移動率と生存率をあわせた簡易版の数値として N年の1歳人口がN+1年の2歳人口となる割合を算出する。

平成27年度：0歳人口60人 ⇒ 平成28年度：1歳人口66人 生存移動率：1.10
 平成27年度：1歳人口75人 ⇒ 平成28年度：2歳人口68人 生存移動率：0.91
 ※以降、全年齢の5年間分を算出

年度 年 齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	平均値
	2015	2016	2017	2018	2019	
0	-	-	-	-	-	-
1	-	1.10	0.91	0.89	1.09	1.00
2	-	0.91	1.00	0.97	0.92	0.95
3	-	0.96	0.99	0.97	1.00	0.98
4	-	1.19	0.94	0.96	0.97	1.01
5	-	0.99	0.96	1.06	0.94	0.99
6	-	0.82	0.93	1.00	0.96	0.93

左記のとおり、各年齢が次の年にスライドした場合の割合を算出し、平均値化。

平均値を令和2年度以降のスライド推計値に反映する。

(太字)

その結果、令和元年度の0歳人口59人は令和6年度時点では、6歳時51人になると推計される。(赤塗セル)

※推計値はすべて切上げによる端数処理を行っている。

年度 年 齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
0	60	65	72	47	59						
1	75	66	59	64	51	59					
2	70	68	66	57	59	48	56				
3	68	67	67	64	57	58	47	54			
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55		
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	
6	67	69	71	78	64	56	57	53	54	44	51

※計算結果は四捨五入による端数処理を行っている。(以降、同様)

1.2.2. 単年出生率の算出方法

出生率は1人の女性が生涯（15歳～49歳の間）に出産する子どもの数から定義される。実際に一人ひとりの女性が出産する子どもの数を集計する手法では推計が行えないため、5階級別人口の5年毎の数値を利用した手法により合計特殊出生率として算出されている。

本検討では簡易版として、15歳から49歳総人口のうち半数を女性と仮定し、その年の0歳人口と女性15歳から49歳人口の割合から単年出生率を求める。

畝傍南幼稚園区の平成27年度人口より

15歳から49歳の女性人口：3,777人 / 2 = 1,888.5人

0歳人口：60人

女性人口に占める0歳人口割合：0.031771（こども女性比）

単年出生率：0.031771×35=1.111994

年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	平均
	2015	2016	2017	2018	2019	
単年出生率	1.111994	1.21301	1.361794	0.91516	1.180337	1.156459
こども女性比	0.031771	0.034657	0.038908	0.026147	0.033724	0.033042
15～49歳人口	3777	3751	3701	3595	3499	3412.667
女性人口	1888.5	1875.5	1850.5	1797.5	1749.5	1706.334
0歳人口	60	65	72	47	59	

以上の単年出生率を令和2年度以降の各年における15歳から49歳人口に掛ける

年度 年齢	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
0	60	65	72	47	59	56	55	53	52	50	49
1	75	66	59	64	51	59	56	55	53	51	50
2	70	68	66	57	59	48	56	53	52	50	49
3	68	67	67	64	57	58	47	54	52	51	49
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55	53	52
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	52
6	67	69	71	78	64	56	57	53	54	44	51

以上のとおり、令和2年度以降の生存移動率を反映したスライド推計結果から、各年の0歳人口（青色セル）を算出した結果をあわせ、スライド推計値とする。

1.2.3. 各年就園率の算出（次回以降における園児数推計値の考え方）

平成27年度から令和元年度までの年齢別人口と園児数から、各年齢の就学率を算出する。

年齢	園児数					年齢別人口				
	H27	H28	H29	H30	H31 R1	H27	H28	H29	H30	H31 R1
	2015	2016	2017	2018	2019	2015	2016	2017	2018	2019
4	22	21	20	17	13	77	81	63	64	62
5	21	24	21	22	18	84	76	78	67	60



年齢	各年就学率					
	H27	H28	H29	H30	H31 / R1	平均値
	2015	2016	2017	2018	2019	
4	0.29	0.26	0.32	0.27	0.21	0.27
5	0.25	0.32	0.27	0.33	0.30	0.29

以上の各年就園率の傾向が今後も続くと仮定し、各年就園率の平均値をスライド集計値に掛けた結果を園児数推計値とする。

1.2.4. 園児数推計値（次回以降における園児数推計値の考え方）

畝傍南幼稚園の園児数推計結果は以下のとおり。

年度	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年齢	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総数	9,027	8,987	8,931	8,831	8,761	8,706	8,648	8,582	8,515	8,437	8,361
4	77	81	63	64	62	58	59	48	55	53	52
5	84	76	78	67	60	61	57	58	47	55	52

年度	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年齢	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
4	22	21	20	17	13	16	16	13	15	15	14
5	21	24	21	22	18	18	17	17	14	16	16

以上の、園児数推計値に基づき、各幼稚園の規模を推計する。